# ― 第一次世界大戦の経験・総力戦のなかの捕虜 ―

梶 原 克 彦

目 次 はじめに

- 1 総力戦と捕虜労働
- 2 総力戦の中の〈非総力戦〉
- 3 国民共同体の振幅

おわりに

# はじめに

今から100年前に勃発した第一次世界大戦は、20世紀の「始原的破局 (Urkatastrophe)」として位置づけられる。第一次世界大戦は人類史上はじめて行われた「総力戦」であって、拡大し長期化した戦線を支えるためにあらゆるものが動員され、消耗戦の様相を呈し、結果、未曾有の惨劇をもたらすこととなった。投入された人的・物的資源の量、世界大で展開された戦線の広さ、死傷者の数、使用された武器の新奇性や残虐性など、第一次世界大戦は人類がそれまで経験したことのない多くの特徴を備えていたが、そうした中にあって、大量の捕虜の存在、とりわけ1907年のハーグ陸戦条約において認められた捕虜の労働は異彩を放っている。それというのも、第一次世界大戦は交戦各国がそ

の総力を用いて対峙した点に特質があり、そこでは男女や党派の左右を問わず、 一国が一丸となって戦火を交えるイメージがあるのに対して、敵国の手にあって敵国の総力戦を支えた捕虜の労働は、いわば総力戦の枠外に位置するとも見なし得るからである。

わが国では従来、捕虜をめぐる問題については、第二次世界大戦の戦時捕虜 (POW: Prisoner of War; Kriegsgefangene) に関してはその「強制労働」の 苛酷さから多くの注目を集めてきたのに対して<sup>1</sup>、日露戦争のそれに関しては、 捕虜取り扱いの人道性や、捕虜と地元民との交流やふれあいなど、どちらかと いえばその「尋常さ」のゆえに調査、紹介されてきた2。第一次世界大戦の捕 **虜問題についていえば、日本に収容されたドイツ兵捕虜ならびにオーストリア** =ハンガリー兵捕虜の様子について多くの研究蓄積がある<sup>3</sup>。これらの研究で は、総力戦が繰り広げられた第一次世界大戦で、総力戦の埒外に置かれること になった捕虜たちの実情に迫りつつ、ドイツ兵らがもたらした技術や文化に注 目するなど国際交流の側面にも着目している<sup>4</sup>。一方、ヨーロッパ各国におい ても、捕虜の問題は第二次世界大戦時の研究はその苛酷さのため、早くから注 目を集めてきたのに対して、第一次世界大戦における捕虜体験への注目は比較 的近年になってからといえよう。第一次世界大戦で最大級の捕虜を出したオー ストリアもその事例に漏れない。オーストリア(第一次世界大戦時はオースト リア=ハンガリー)は、第一次世界大戦中に大量の捕虜をロシアに取られると 共に、みずからも大量のロシア兵・イタリア兵捕虜を拘えた経験を有したが、 その学術的な検討はやはり第二次世界大戦におけるそれへの後塵を拝してい た。たしかに大戦間期にはすでに、オーストリア軍事史料館が編集した第一次 世界大戦に関する浩瀚な記録集『オーストリア=ハンガリー最後の闘い5』や、 オーストリア旧戦時捕虜全国会が編纂した『敵の手に落ちて6』の出版によっ て国内外の旧捕虜兵の様子が明らかになっていたし、スウェーデン赤十字社の 一員としてロシアで活躍した「シベリアの天使」エルザ・ブレンドストレーム (Elsa Brändström) への高い関心があったように<sup>7</sup>、決して第一次世界大戦に おける捕虜経験が忘却されていたわけではなかった。しかしこれらの文献はい わゆる「公式な」見解を綴ったものといえ、自国の捕虜待遇が反ロシア観の裏返しとして好意的に叙述されていたり、将校クラスの手記に対して一般兵卒のそれが極めて少なかったりと、捕虜問題への取り組みとしては一面的すぎる嫌いがあった<sup>8</sup>。第一次世界大戦中の捕虜問題が歴史学の注目を集めることは長らくなかったけれども、1980年代に入ると、各地方にあった第一次世界大戦中の捕虜収容所に関する研究が学界ならびに郷土史の流れから登場した。1990年代に入るとロシアにおける史料公開という事情とも相まって東部戦線における捕虜問題の研究が進展し、文化史や捕虜の経済的活用、捕虜の帰還問題、捕虜政策に関する組織や内容について、第一次世界大戦の開戦および終戦のメモリアルイヤーを契機にこれまで多くの研究が蓄積されている<sup>9</sup>。研究対象も当初しばしば見受けられた軍事史の一環としてのそれから、民俗学や人類学などの学術史との接点といったものまで多岐に亘るようになっている<sup>10</sup>。

こうした日墺における第一次世界大戦の捕虜研究状況のなかで、2013年に上梓された大津留厚著『捕虜が働くとき』は、オーストリア=ハンガリーが第一次世界大戦において経験した捕虜問題を、自国兵士を捕虜として確保された側、敵国兵士を捕虜として収容した側、の双方の立場から考察し、労働状況をつまびらかにすると同時に〈総力戦〉におけるその労働の意味合いを探らんとする、独自の位置を占めている<sup>11</sup>。本稿は、大津留氏の著作が提起する「総力戦の狭間に置かれた」捕虜労働という問題を受けて、国民共同体との関連からこの問題を捉えようとする一試論である<sup>12</sup>。この試みでは、親和性の高い「総力戦と国民国家」という二つの現象と、そこからはじき出された感のある捕虜という存在とを合わせて注目していく。本稿がこうした作業を行うのも、総力戦と国民国家を「国民ならざる者」を含めて理解していく作業を通じて、第一次世界大戦を画期として始まる「国民国家の時代」を再考する手掛かりが得られると考えられるからである。

# 1 総力戦と捕虜労働

## 大量の捕虜の発生 ― 戦線の拡大と長期化

現在、ボスニア=ヘルツェゴヴィナの首都であるサラエヴォは、周囲を山岳に囲まれた盆地であり、その中心を東西に流れるミリャツカ川にはいくつかの橋が架かっている。そのうち小さいながらも瀟洒なラテン橋のたもとが、第一次世界大戦の発端となるサラエヴォ事件の舞台である。ミリャツカ川の岸辺には、モスクやシナゴーグ、オーストリア=ハンガリー時代の建築物などが立ち並び、ムーア風様式で造られた旧サラエヴォ市庁舎は、市街のおよそ東端、ミリャツカ川の北沿いに佇んでいる。1914年6月28日に軍事演習視察に際してサラエヴォを訪れたオーストリア=ハンガリーの皇位継承者フランツ=フェルディナンド大公(Franz-Ferdinand)は、同日午前に生じた暗殺未遂事件での負傷者を見舞うためサラエヴォ市庁舎を出発し、ここからそう遠くないラテン橋に差し掛かったところで、同地のセルビア系住民で民族主義者だったガブリロ・プリンツィプ(Gavrilo Princip)の放った弾丸に斃れた。様々な民族・宗派の混在するこの地での銃声は、やがてヨーロッパの諸国民を巻き込む大戦争となり、従軍兵士たちが開戦当初抱いた「クリスマスまでには帰ってくる」という予想を大きく裏切り、四年の長きに亘る消耗戦となった。

ロシアならびにセルビアと戦闘に入ったオーストリア=ハンガリーは、緒戦でロシアに対して大量の捕虜を出すことになった。敵味方が睨み合い、膠着した塹壕戦が展開された西部戦線とは異なり、東部戦線では前線が移動し両軍が陣地を違えながら戦闘が繰り広げられた。オーストリア=ハンガリー軍はロシア軍の攻勢の前に敗走を余儀なくされ、そのなかで、放棄されたガリツィアの主都レンベルク(Lemberg;宇:リヴィウ、波:ルヴォフ)に残った軍属や、西方への敗走のなかで置き去りにされた傷病兵、プシェムィシル要塞戦など包囲戦のなかで投降した兵士たち、総じて約200万のオーストリア=ハンガリー兵がロシア軍の捕虜となった。一方でオーストリア=ハンガリー軍も1915年にドイツ軍の支援を得て東部戦線で攻勢に打って出るなかで大量のロシア兵捕虜

を抱えることになった。さらに同年イタリアが、「未回収のイタリア」を獲得するという連合国との秘密条約の締結を背景に、中立を放棄して参戦したことで、オーストリア=ハンガリーはイタリア兵捕虜の収容にも直面することになった。この南方戦線での、1917年秋まで数次に及ぶイソンツォ戦や、厳冬期を含むドロミテ山塊での山岳戦に明らかなように、拡大し長期化した戦線を支えていくなかで、オーストリア=ハンガリーは人的・物的資源の消耗を強いられていた。

# 消耗戦 - 労働力不足と捕虜の扶養問題

1907年のハーグ陸戦条約では、捕虜の人道的な待遇が締結国に求められていたが、同時に、相互性のもとで捕虜を「尋常な」労働力として利用することが認められていた<sup>13</sup>。もっとも、第一次世界大戦が勃発した時、交戦国は捕虜の収容についても捕虜の使役方法についても準備していたわけではなかった。ロシアは開戦当初にオーストリア=ハンガリー兵捕虜を大量に収容する必要に迫られたが、戦線に近いヨーロッパ・ロシア部分には収容能力の低い小規模施設しか存在せず、結果、中央アジアやシベリア部分に多くの捕虜が長距離で移送されることとなった<sup>14</sup>。オーストリア=ハンガリーも事情は同じであった。確かにロシアに比べれば、ロシア兵ならびにセルビア兵捕虜の約20万人という当初の数は少ないものの、1914年夏以来の動員によって熟練男性労働人口が失われており、この状況下で収容所をできるだけ速やかに建設(収容施設の建設、電源施設、上下水道、衛生施設の整備など)していかねばならなかった。大戦当初、不衛生な戦場から移送されて来た捕虜兵でごった返す収容所では、衛生状態も劣悪で、発疹チフス、赤痢等の伝染病が蔓延し多数の死者がでることも珍しくはなかった<sup>15</sup>。

それゆえに状況改善のために、「即戦力」として捕虜の労働力に注目が集まるのも自然の成り行きのようではあるけれども、当初、軍は警備等の理由から捕虜の労働力としての使用に積極的ではなかった。とりわけ労働集約的な農業分野での需要が収穫期に高まったことを受けて、これを認めるに至ったという

のが1914年の段階であった<sup>16</sup>。ところが1915年になると捕虜兵の数が200万人弱に膨れ上がり、この捕虜の劇的な増加は捕虜の扶養という新たな問題を呼び起こすことになった。すでに長引く戦争の帰結として、労働力不足と悪化する食糧事情という懸念材料が存在したが、200万人弱の男性労働者人口を捕虜として抱え込むことは、「失われた労働量の補完だけでなく、200万人近い捕虜の扶養のためにも、いかに捕虜を労働力として使っていくかという重大な課題が登場<sup>17</sup>」したことを意味していた。敵国の捕虜兵を自国民から隔離するための収容施設から捕虜兵が労働力として送り出されていく。捕虜が労働力として敵国の総力戦を支える事になっていく様子を大津留氏は次のように描いている。収容所は収容される人々を社会から隔離することを目的にしていたが、「しかし国家から見た場合 [略] 収容所に収容された人びとは等しく扶養されなければならない存在だった。国家はその負担を軽減するためますます収容者の労働力に依存せざるを得なくなった。『収容所』がもう一度社会に開かれることになる<sup>18</sup>。」

# 「尋常な」労働の様子

収容所それ自体の建設が捕虜の労働力によって担われるように、捕虜の労働は総力戦を遂行する上で不可欠なものとなっていった。開戦から徐々に戦時経済への移行が進展し、軍の途方もない需要と動員による影響から、1915年の初頭にはほぼ全ての分野で労働力不足が顕著となっていた。食糧事情を支えるために農業分野ではすでに1914年秋には捕虜労働力の使用が検討されていたが、やがてあらゆる分野で、しかも熟練・非熟練の区別なく捕虜労働力が用いられていった。こうした「背に腹は代えられない」逼迫した状況は、当初の方針、すなわち「警備上の」観点からスラブ系住民が多数を占める地域へロシア兵、セルビア兵捕虜を移送することを禁止した陸軍省の決定に再考を迫り、やがて条件付きで先の決定が留保されることになった19。さらには「戦闘に関連する業務」に就くことを禁止するハーグ陸戦条約の規程に反して、捕虜労働部隊として軍事に関連する様々な分野に捕虜の労働力は投入された。前線後方での道

路建設や土木工事から、地雷探索や貨物輸送などに至る作業、さらには武器・ 弾薬や兵装といった軍需物資関連工場での労務に関与し、字義通り、敵国の戦 争遂行を支えることになったのである<sup>20</sup>。

こうして捕虜はオーストリア=ハンガリーの総力戦を支える重要な役割を担 うことになったが、戦争が長期化し、とりわけ1916年、1917年と国内の食糧事 情が厳しくなるにつれて、捕虜の労働環境も悲惨なものとなっていった。確か に何百という捕虜が雪崩や作業中の事故(火薬製造における爆発事故など)で 死亡したけれども、何千という捕虜の死因は伝染病と飢餓であった。例えば、 1916年12月に陸軍省はシュタイヤーマルク州トロファイアッハ(Trofaiach) の火薬工場における捕虜の状態に関する報告を手にしたが、その内容は当時の 劣悪な栄養状態を物語っている。最終的に5000人が働くことになったこの工場 では、11月に11の死亡事例が記載され、その間、453人が労働不能と見なされ、 その原因は栄養失調であった。傷病兵の数は増大し、1917年1月初めには800 人以上にも上った。しかし陸軍省の優先順位は、捕虜の健康ではなく、捕虜が 果たす「戦争上重要な | 労働に与えられていた21。結果状況の改善は望まれず、 警備に回される人的資源の質と量が低下していたことも手伝って、重労働に見 合わない食糧事情に捕虜の脱走は後を絶たなかった<sup>22</sup>。捕虜の待遇は、開戦当 初の混乱を経ると、収容所内で演奏会や演劇が催されたり23、収容所施設に屋 根付き暖房完備のプールが設置されたり24、一度は軌道に乗ったかに見えた。 だが戦争が消耗戦となり国内の人的・物的資源が枯渇していくと、捕虜をめぐ る環境は厳しいものとならざるを得ず、捕虜の「尋常な」使用としての労働も 「強制的な」様相を呈するに至ったのである。

# 2 総力戦の中の〈非総力戦〉

# 総力戦と「包摂」と「排除」の境界線

第二次世界大戦下における捕虜の労働が「尋常」ではなく「強制性」を帯び

た理由の一端は、「総力戦」下では利敵行為となる捕虜労働には、そもそも「 通常の」捕虜労働として捉えられる余地がなかったことにある。ルーデンドル フの『総力戦』(1935年)のなかでは、総力戦における「精神的一体性」創出 の重要性が明示されていた。国民共同体の一体性を脅かす様な「異分子」は排 除されなければならない以上、「総力戦」の考え方は敵国の生産力を補強する 捕虜労働力という考え方とは相容れない、ということになろう<sup>25</sup>。これに対し て、第一次世界大戦においては、軍隊の動員を中心とした従来の戦争から国民 戦争化し、交戦諸国が総動員体制を採った時でも、国民共同体の総力のうちに 女性、若年層、そして国外労力である捕虜が含まれていた。かかる第一次世界 大戦における捕虜兵の位置づけをめぐり、大津留氏は「非総力戦としての第一 次世界大戦」というテーゼを打ち出している<sup>26</sup>。総力戦論とは異なり、オース トリア=ハンガリーの戦争遂行(=総力戦体制)の必須条件であった農業生産 水準の維持は、「敵国」の捕虜兵の存在なくしては不可能だったが、「捕虜兵が 『捕虜』としての存在を軍務の延長として捉えている限り、総力戦としての第 一次世界大戦に「参加」していることになる。しかし他方で『総力戦』は『ブ ルクフリーデ (城内平和)』 論と結びついて一国的な総力戦論として理解され ていると言っていいだろう。一国の勝利のために総力を挙げることが総力戦と して理解されている。その場合、敵国の生産力に寄与する『捕虜兵』の存在は 総力戦の視野からははずされることになる<sup>27</sup>。| こうして「非総力戦としての 第一次世界大戦」において、捕虜は総力戦を支えたにもかかわらず、総力戦の 枠外に置かれた存在として把握されている。もっとも捕虜は、自国の総力戦論 からはじき出されつつも、敵国の総力戦を支える不可欠な存在として、交戦国 同士から形成される総力戦システムに「包摂」されていたと見なすこともでき るだろう。捕虜の労働は、捕虜労働力の使用の「相互性」が確認されている限 り、失われた労働力を相殺する不可欠な存在として敵国人ながら総力戦に交戦 国同士で括りいれられ、互いに敵国人の存在が総力戦の前提となっている28。 確かに敵国の生産力に寄与する存在は、働く捕虜自身の認識に関わりなく、否 応なく「われわれ」の枠組みから除外されるが、さりとて敵国である「彼ら」

に構成員として受け入れられる訳ではない。しかしながら、総力戦を遂行する上で不可欠な「労働力としては」、互いの敵国に受け入れられている。さらに、敵国の生産力に貢献する者として、「われわれ」の枠組みから除外されたとしても、完全に「われわれ」との繋がりが失われる訳でもないし、相互性の観点から「彼ら」から全く対処してもらえない訳ではない。これらの点に鑑みれば、捕虜労働力は総力戦のなかにあって「包摂」と「排除」の境界線に置かれた存在と見なし得よう。

# 国民共同体における「国民ならざる者」の位置

総力戦から排除されつつ包摂されているといった捕虜労働者の在り方は、国 民国家における移民・外国人労働者の立場と極めて類似している。捕虜労働者 と移民・外国人労働者、双方に共通して、国民共同体のなかで働く「国民なら ざる者」の位置づけをめぐる同様の発想が看取されるからである。

捕虜や外国人労働者については「帰還すべき」共同体に帰属しているという暗黙の了解がある。捕虜の場合、「母国」で働いていた者が労働から切り離されて軍隊に入り、戦場での戦いを経て敵国の捕虜となり、ここで労働力として用いられた後、戦争が終われば「母国」へ復員する、と通常考えられている。一方、外国人労働者の場合も、「母国」から仕事のために外国へ単身移住し、そこで「国民ならざる」移民・外国人労働者として働き、仕事が終われば「母国」へ帰る、として「本来の帰るべき」共同体が想定されていよう。国民と国家とを一対に捉える国民国家の発想は、例えば、ドイツが1960年代から2000年代に「移民国」としての姿勢を採るまで、「外国人労働者」を「ガストアルバイター(Gastarbeiter)」と呼んでいたことにも見て取れる<sup>29</sup>。この表現は、外国人労働者を単に労働力を提供する文字通り一時的に迎え入れた「客」と見なし、「仕事が終われば」帰国するはずだ、という見込みを明らかにしていた。

だが1970年代以降のドイツが辿った道のりが示すように、外国人労働者は移住先で「生活する人間」であり、一時的に滞在する労働者という想定と生活者としての現実とは齟齬を来した。外国人労働者は、移住先の国で生業を得て、

現地の女性と結婚し子供をもうけ、家庭を築いたりすることもあれば、「母国 | から家族を呼び寄せ、移住先で家庭生活を送ったりした。そうしたなかには、 「母国」に帰ることなく、移住先の国に留まる選択をする者もいた。ところで こうした外国人労働者の生活者としての現実は、捕虜についても同様に当ては まる。これは捕虜の作業場所が戦争の進展と共に、収容所外にも拡大し、現地 住民との接触が増大したことにも起因していた。捕虜の労働力が最も期待され たのは農業分野であろうが<sup>30</sup>、ここは警備する側からすれば厄介な分野であっ た。作業時に少人数で数か所に分散するため警備の目が届きにくく、また捕虜 と現地の人々との接触も避けられなかった。当局が特に懸念したのは、捕虜と 現地女性との接触であり、「敵」と現地民とが「交際(Fraternisierung) | に至 る兆候が確認されると、捕虜はすぐさま職場から除外されたものだった<sup>31</sup>。精 神的な一体性を強調する「総力戦論」において「敵」と「味方」の女性が関係 をもつ余地は有り得べくもないが、しかし現実には、捕虜も現地の人間も国民 共同体の枠組みだけで生きているわけではなかった。「普通の」生活を送り、 「自分の生活の基盤を作ったり、家庭を持ったりした」結果、例えばロシアか ら帰環した元捕虜兵が「祖国に居つかず、ロシアに戻ってしまうケースが決し て少なくない」という事例が報告されている<sup>32</sup>。またオーストリアの旧捕虜兵 たちからなる団体の機関誌『プレニ (Plenny)』でも、1925年9月号で、未帰 還の捕虜に関する144名の新情報について帰還を望むものが20名で28名が帰国 を拒否しているということを紹介しており、その理由にロシアで生計を営んで いることなどが挙げられている<sup>33</sup>。

生活者としての捕虜の存在は、国内のすべての「同胞」の力を動員して戦争を行っているはずの「総力戦」が、現実には労働力の喪失を捕虜で補完して戦争を行っていた「非総力戦」だったことをあぶり出している。捕虜は、外国人労働者同様、取り外せる補充用の労働力のパーツとでも言うべき存在であり、労働力が欠如すれば補充され、戦時でなくなれば(あるいは必要でなくなれば)取り除かれたり、「正当な」パーツに取って代わられたりするような、受け入れ側に都合のよい位置づけだった。実際、オーストリア=ハンガリーでも食糧

供給が困難になり農業分野での労働力が渇望された時は、オーストリアとハンガリーのあいだでも捕虜労働力の奪い合いがあったけれども<sup>34</sup>、大戦末期に捕虜の扶養が厳しくなると新たなイタリア兵捕虜の収容をめぐりドイツ軍と押し付け合うといった状況が出現した<sup>35</sup>。外国人労働者が雇用の調整弁的存在と見なされることがあるように、捕虜は総力戦の調整弁として「包摂」されつつ「排除」されていた。こうした国民共同体の名のもとに捕虜を総力戦の手段と見なす発想に対して、実際には捕虜は単なる労働者という側面だけでなく、「生活する人間」としての側面を持っていたのである。

「帰還すべき」共同体をもった「客」と見なされつつも、生の現実がこれと食い違うという現象は、捕虜や外国人労働者が受け入れ側の国民国家的概念枠組みから逸脱しているからだが、この国民国家的概念枠組みは、送り出し側のそれと盾の両面の関係にある。送り出し側では、領域内は無論の事、領域外であっても国内と同様に自国民を排他的に把握している<sup>36</sup>。こうした送り出し側の排他的な国民へのまなざしは、在外にあっても捕虜を国内と同じように取り扱うような際にも見受けられる。例えば帰還事業に際してまず何よりも将校の厚遇が求められたことにも表れている。一方で、将校優遇は交戦国の相互性によって、捕虜受け入れ側にも表れる。オーストリア=ハンガリーでも捕虜将校に対しては、下士官以下のバラック収容とは異なり、城やペンションなどが収容施設としてあてがわれた<sup>37</sup>。H・ジョーンズは第一次世界大戦の特徴に、捕虜と戦闘兵との境界線の不鮮明さが増大したことを挙げているが<sup>38</sup>、軍のヒエラルキーが捕虜の状態でも見受けられ、将校が労働を免除されているのはその最たる例といえよう。

# 3 国民共同体の振幅

# 総力戦と国民意識

第一次世界大戦が国民戦争であると呼ばれるのは、単に国家のあらゆる人員

と物資が動員されたというに留まらず、思想的・精神的な国民的一体感が醸成 されたことにもよっている。これは、ドイツにおける「城内平和(Burgfrieden)」 やフランスにおける「神聖同盟 (Union sacrée)」のような、政府と社会主義 者勢力との「和解 | による「われわれ | 意識の創出だけでなく、様々な地域の 人々が国民へと統合されていく状況をも示している。ドイツを例にとれば第一 次世界大戦は国民統合の面でも画期となっていよう<sup>39</sup>。1871年の帝国創建は国 民国家建設の終着点ではなく、むしろその過程の一里塚と目されるべきであっ た。ドイツ帝国は「不完全な国民国家」であり、その成立後も非常に強固な形 で各領邦の意識がネイションのそれとしても存続し、これを未だ薄い被膜のよ うに「ドイツ | ネイション意識が覆っていた40。しかし第一次世界大戦の勃発 により総動員体制が敷かれると、総力戦はまさに国民意識の溶鉱炉さながらに、 地域、宗派、年齢、性といった人々を分かつ分断線を溶解し、彼らを「ドイツ 国民 | へと鋳直していった。こうした国民統合の動きは、一方では、富める者 と貧しい者との亀裂など階級間の分断を新たに生み出しもしたが、他方では、 フランスやロシアとの対峙を通じて、ドイツ人とオーストリアのドイツ系住民 との一体性を謳う「民族ドイツ的思考(Volksdeutsches Denken)」を涵養し たとも言われている41。開戦を経て総力戦へと至るなかで国民意識が変容する 様子をO・ダンは次のように描いている。「あらゆる階層のドイツ国民にとっ て、四年にわたる戦時中の生活は国民政治的な立場を根本的に変える体験と なった。……帝国の創設以来はじめて、祖国防衛という意思で一致し、国民が 統一的な意思共同体として体験された。これは城内平和という統一であり、こ の同時代的概念が気分を盛り上げたのである。……戦争は、ドイツ帝国の住民 を国民的な連帯共同体へと駆り立てた。その呼びかけはとりわけ労働者、社会 民主主義者、キリスト教徒、ユダヤ人といった、これまで帝国国民の範疇に全 面的に属していたわけではない住民層に向けられていた。……この [戦争 ― 梶原]体験に立脚して、民族共同体(Volksgemeinschaft)という新しい概念 が定着した。……分裂していた帝国国民は実際のところ、戦争体験によって国 民的民族国家の『民族共同体』になるという新しい合意をみつける機会をもっ

たのである<sup>42</sup>。」こうした状況に鑑みれば、総力戦と国民意識の親和性はきわめて高いと見なし得るが、第一次世界大戦下の捕虜を取り巻く状況で国民意識の問題はどのような形で顕現することになったのだろうか。

# 捕虜という存在と国民意識

総力戦における国民意識の先鋭化という側面は、捕虜政策における民族的先 入観の投影という事例にも見て取れよう。第一次世界大戦後のオーストリア共 和国において首相を務めたエルンスト・シュトレールヴィッツ(Ernst Streeruwitz) は大戦中、捕虜事項を取り扱った陸軍省第10課 (10. Abteilung Kriegsgefangenschaft) で活動し、捕虜政策を主導した一人であった<sup>43</sup>。彼は 戦後に出版した回顧録において捕虜の収容に関して、そもそもベーメンおよび メーレン(現在のチェコ地域)ではロシア兵捕虜の収容が政治的理由からほと んど不可能であった述べ、その理由に同地のスラブ系住民であるチェコ人らが 「信用できなかった」ことを挙げている44。もっとも、実際にはスラブ系住民 の地域に建設された収容所にも多数のロシア兵捕虜やセルビア兵捕虜らスラブ 系兵士が収容されたのであるが、しかしながらこうした民族的先入観に基づく 対応は ― 逼迫する状況の中、実施されない場合もあったが ― その他にも数々 の場面で見受けられるものだった。当初のスラブ系地域における捕虜兵の雇用 禁止が条件付きで認められた後も、スラブ系捕虜兵とスラブ系住民との接触に ついては絶えず不信の目が向けられていた。例えば1916年にブリュン(Brünn: チェコ:ブルノBrno)の軍令部から陸軍省第10課に提出された報告書では、 ロシア兵捕虜とセルビア兵捕虜をイタリア兵捕虜と交換すべきことを進言して おり、その理由として、「汎スラブ主義」的な現地のスラブ系民間労働者やス ラブ系の「ロシア贔屓」な住民がロシア兵捕虜とセルビア兵捕虜と近しい関係 にあるからだった $^{45}$ 。1917年になり、食糧事情の悪化が捕虜の脱走に拍車をか けたとき、捕虜の監視兵の選抜について司令部では、スラブ系監視兵に対する ステレオタイプ化した不信がますます投影され、ドイツ語系人員の優先が説か れたものだった<sup>46</sup>。ここに見受けられるように、捕虜政策をめぐって自国のス

ラブ系住民へ投げられた眼差しは、「信頼できる」人々は誰かという考えと表 裏をなしていた。

捕虜政策実施者における民族意識の投影という事例の一方で、捕虜体験を経 た人々における民族意識の高揚という事例も第一次世界大戦後における旧捕虜 の手記からは窺える。これには彼らを取り巻いた収容環境にも原因があった。 オーストリア=ハンガリー兵を大量に捕虜として収容したロシアは、スラブ系 兵士の優遇策を行い、結果、ドイツ系およびハンガリー系兵士は中央アジアや シベリアなどの苛酷な地域に収容されることになった<sup>47</sup>。かくして同じオース トリア=ハンガリー兵のなかにも、捕虜経験には「民族的な違い |があった。 『敵 の手に落ちて』は戦後の「ドイツ系」オーストリアにおける旧捕虜兵たちの手 記を主として集めたものであるが、そこで編者であるハンス・ヴァイラント (Hans Weiland) は、「ドイツ系」捕虜の使命として〈ドイツ民族共同体〉や 来るべき「ドイツ統一」のために尽力すべきことを説いている。「ドイツ民族 (das deutsche Volk) は、その価値を貶められ、大戦のあらゆる罪を押し付け られるという恥辱によって弾劾されて、まだ様々な大きさの捕虜収容所で生活 している。われわれオーストリア人は、かつての国家が破壊された後、ドイツ 統一の遮断機の前で「帰郷」の日を待たねばならない。しかし…ドイツの統一 と自由という再上昇の偉大なる時代がやってくだろう48。| ここには独墺間の ─ さらには今や他の国々に分散したドイツ系住民との ─ 「共通の」経験とし ての捕虜体験と戦後体制を诵じて、共に一つの「民族共同体」を形成している という意識がはっきりと見て取れる。これは『国内戦線』で描かれた状況さな がらに、捕虜という経験を通じての民族的境界線、国民的境界線の明示化とも いえよう。

## 民族的・国民的境界線の曖昧さ

総力戦における国民統合や、捕虜政策ならびに捕虜体験での事例は、第一次 世界大戦の経験を通じて民族的境界線や国民的境界線が明瞭になり、民族意識 や国民意識が研ぎ澄まされていった様子を示している。しかしながら、ここで 創出された境界線がそのまま大戦間期に続いていくのではなく、そうした境界 線が揺れ動き、曖昧な状態もまた同時に捕虜をめぐって出現した。

例えば、1918年3月のブレスト=リトフスク条約締結後、ロシアに収容され ていたオーストリア=ハンガリー兵のうち連合国側に「帰属」する者は保護さ れる可能性があったけれども、シベリアで日本に保護されたイタリア系兵士に ついてドイツやオーストリアのスパイ嫌疑が掛けられる事例があった<sup>49</sup>。ここ には、保護された者の意志とは別に、保護する側のまなざしによって、イタリ アへの「民族上の」帰属とオーストリアへの「政治上の」帰属という文化と政 治の境界線に食い違いが生ずる様子が認められる。国民共同体は文化と政治の 重なりから出来ている以上、ある地域が国民国家原理によって再編されると、 この対応関係に合致しない人物は行き場を失う恐れがある。国民国家原理に基 づく新国家建設・新国境線策定の時期にはそういった状況が顕著になるだろ う。自身もロシア軍の捕虜となったチェコの風刺作家ヤロスラフ・ハシェク (Jaroslav Hašek)のエッセイ「靴の埃を打ち払い……」では「帰るべき祖国」 を失ったオーストリア=ハンガリーの帰還兵の様子が描かれている。「城内の 大きな中庭で、民族ごとの選別がはじまる。どこかの紳士がドイツ語で叫ぶ。 『ハンガリー共和国の市民のみなさんは、左へ、オーストリー共和国の市民の みなさんは、右へ、チェコスロヴァキア共和国の市民のみなさんは、中央へ、ルー マニアの市民のみなさんは、門のところへ!』おそろしい騒音になる。事務所 のかたわらには、かつての士官候補生の一人が立っていて、泣いている。国際 赤十字の職員が、国籍をはっきり告げるよう、うるさく言っている。十官候補 生は事務所の地図のところへ連れて行かれる。そこでコロシヴァールという所 を探したあげく、ヴェルサイユ条約の結果、彼がルーマニア人になったことが あきらかになる。十官候補生はますますはげしく泣く<sup>50</sup>。|

こうした民族的帰属と政治的帰属との組み合わせの再定義という事例だけでなく、民族的境界線そのものの振幅を示す事象も捕虜帰還の際に確認される。 日本で収容された捕虜のうち、連合国や新生国家に「帰属」する者は早くに解放されたが、俘虜名簿には本籍地(Heimatort)に従い「『チエツク、スロブア ツク | 系ノ俘虜ナレド墺國若シクハ洪牙利ノ國籍ヲ収得センコトヲ希望シアリ | 人物の名前もあった<sup>51</sup>。これは、氏名から察するにドイツ系ないしチェコ系で あった住民で、本籍地上は「チェコスロヴァキア人」となるけれども、意志に よって「オーストリア人」ないし「ハンガリー人」になることを選択しようと した者の存在である。つまり、ここからは、「民族」/「国民」の基準が本籍 地(法)、文化ないし血統、意志のいずれかに依るのか、曖昧な状態におかれ ていたことが分かるだろう。日本のこうした姿勢は、実のところ当のオースト リアでも確認されるものであった。1918年にオーストリア=ハンガリー帝国の 解体後に成立した「ドイツ系オーストリア (Deutschösterreich)」でも、新国 籍決定については本籍権(Heimatrecht)に従うこととし、新生国家の領域内 に本籍権があることが求められた。しかしそれでは新生オーストリアに住んで いる者で国籍を取得できない者が出る恐れがあり、そこで「オーストリア国民 と同じ言語を話し、同じ人種(Rasse)に属する者 | も国籍を取得できるよう になっていた。けれどもこの「人種」という概念が何を意味するのか、明瞭に 述べられていた訳ではなく、またチェコ系住民のような言語上異なる集団がこ の条項に照らして国籍取得できるのかも微妙であった<sup>52</sup>。

# 祖国の「喪失」

上述の事態は、帰還すべき祖国が地図の上から消滅してしまったことによっている。だが、祖国の喪失は物理的なレベルだけでなく、精神上のレベルでも起こりえた。ここでもまた国民共同体の境界は振幅することになる。ロシアで捕虜になっていたオーストリア=ハンガリー兵が帰還した時、彼らにはボリシェビキの嫌疑がかけられた<sup>53</sup>。彼らが命をかけ、辛い捕虜生活を忍び、迎えてくれるはずの国民共同体は、彼らをはじき出してしまった。「私たちを乗せた汽車はミンスクを越えて走り続けた。コヴェルで初めてオーストリア=ハンガリー軍に出会った。私たちはウラディミール・ヴォリンスキの受入れ施設に収容されたがそこで五週間留め置かれた。その間に虱の除去がおこなわれ、査問がおこなわれた。ただちに教練も課せられた。そうしているあいだに、私た

ちが長いこと留守にしているあいだに事態がすっかり変わってしまったことに 気づかされた。人々が私たちと接するときに示す不信に満ちた態度は信じがた いほどだった。帰還兵を迎える人たちの態度は侮辱的で腹の立つものだった。 国家の殉教者として帰還兵たちは長い間予想もできない事態に耐えなければな らなかった。それなのに帰国してみると、疑いの目で見られ、意地悪をされ、 あざけられる。もう一度故郷に帰りたいと長いあいだ夢に見てきたのに、現実 は幻滅であり、苦い思いがあるだけだった<sup>54</sup>。」帰還兵たちは、再教育を受け て再投入されることになっていたが、猜疑の目に晒され上述のような居心地の 悪さを抱えたなか、再び前線へ送られる日が近付くと、自然発生的に反乱をお こすようになった。彼らは帰るべき祖国から「はじき出された」と感じたけれ ども、祖国は強制的に再び彼らを括りいれようとした。その結果、彼らはその 国民共同体から「抜け出て」、前線の向こうにある「いずこかの」共同体へ「再 編」されることを望んだのである<sup>55</sup>。

# おわりに

本稿では、第一次世界大戦期のオーストリア=ハンガリーにおける捕虜の問題を、国民共同体との関連から捉えようと試みた。「総力戦論」において戦争は、従来の前線に立つ兵士たちだけでなく、国内のあらゆる人員と資源を動員して遂行される、王朝間や国家間の戦争というよりはむしろ、国民相互間の戦争として描かれる。こうした国民戦争観においては、国民の精神的一体性が強調されるため、一方では国民同胞が捕虜のかたちであれ他国のために働くことは想定され得ず、他方では国内の戦時体制のうちに他国の人間が組み入れられる余地はない。もっとも現実の総力戦、例えば第一次世界大戦においては、捕虜の「尋常な」使用を認めた1907年のハーグ陸戦条約に基づき、捕虜は食糧・軍事物資の生産から土木・建築作業にいたる様々な分野で敵国の戦時体制に不可欠な存在として雇用されていた。捕虜となった自国兵士たちの労働を閉却する「総

力戦論」のまなざしと、国民ならざる者を含めて遂行された総力戦の現実とが 齟齬を来す点に、捕虜が総力戦のはざまに置かれていた様子が見て取れよう。 ところで、自国からも敵国からも総力戦の枠外に「排除」された捕虜の労働は、 交戦国同士から形成される国際的な総力戦システムに「包摂」されていたと見なすこともできる。捕虜労働力は総力戦のなかにあって「包摂」と「排除」の 境界線に置かれた存在であったが、これは国民国家における移民・外国人労働 者の立場と極めて類似していた。捕虜労働者と移民・外国人労働者、双方は共 通して、国民共同体のなかで働く「国民ならざる者」の位置づけをもっていた。 すなわち、捕虜労働者も、移民・外国人労働者も、受け入れ側の国民国家的概 念枠組みのなかで、雇用の調整弁として取り外し可能な部品とでも言うべき存在と見なされた。もっとも、国民共同体への「包摂」と「排除」という現象の 前提となる境界線は、総力戦を通じて国民意識が先鋭化していったように、明 確化される様子も確認されたけれども、また同時に、それが揺らいで曖昧になる状況も散見されたものだった。

上述のような、第一次世界大戦のオーストリア=ハンガリーにおける捕虜問題は、総力戦が「国民ならざる者」を含めて、はじめて成立しうる現象であったことを示しているように思われる。実際のところ、第一次世界大戦では極めて多数の「国民共同体の枠外」に位置する人々が、国民戦争たる総力戦に「動員」されたものだった。例えば、イギリスやフランスは、その兵力を賄うために、インドやインドシナ半島といった海外植民地から数多くの現地兵を徴募し、前線に送ったものだった。また軍需生産の側面においても、膨大な数の中国人労働者が雇用され、外国人労働者として銃後で砲弾運搬などの危険作業に従事したものだった。こういった総力戦が「国民ならざる者」の存在を前提に行われる様子は、さらに時代を下って、第二次世界大戦中にも見受けられる。そこでは、捕虜の「尋常な」労働力が占める余地が概念的に締め出されながらも、「国民ならざる者」を抱え込まなければ「総力戦」を遂行できないという現実に逢着する。M・マゾワーは『ヒトラーの帝国』において、アーリア人至上主義にもとづきドイツ人による総力戦を企図したナチス・ドイツが「外国人労働

力」政策を劇的に変化させていった様子を活写している。ナチス・ドイツは国内から外国人住民を徹底的に追放する姿勢を当初採っていたにもかかわらず、大戦の推移と共に、これらの「外国人労働力」を欠いては「総力戦」が遂行できず、むしろ国内に外国人労働者を呼び入れるようになったのである。すなわち総力戦開始後に「これまでになくドイツには外国人労働者が存在した。換言すれば、第二次世界大戦後ではなく、第二次世界大戦の間にこそ、ドイツは『移民国』になったのである<sup>56</sup>」と、マゾワーは総力戦と外国人労働者との関係からも非常に印象的な推論を提示している。

こういった第二次世界大戦における総力戦と「外国人労働者」の関係からは、 そもそも総力戦が「外国人労働者」の存在を排除しつつも前提にしており、そ れだけに「外国人労働者」の存在を概念的に相互に認めなかった総力戦、とり わけ第二次世界大戦中においては、その取り扱いが苛烈なものにならざるを得 なかった、との印象を受ける。もっとも、第一次世界大戦における大量の捕虜 収容問題が、第二次世界大戦を経て現在に至るまでの捕虜取り扱い問題の嚆矢 であるのか、それとも国民戦争観が一層強まった第二次世界大戦へと至るなか で質的に変化したのか、それは今後の考察に委ねられるべき内容である。本稿 は、捕虜と国民国家との関係に注目し、第一次世界大戦における捕虜の問題を 一試論のかたちで提示しようとしたものであった。第二次世界大戦における捕 虜取り扱い問題に取り組んでいくためには、第一次世界大戦終了後の時代にお ける捕虜と国民国家の問題をより詳しく見ていく必要があるだろう。大戦間期 における「捕虜」をめぐる記憶は国民意識のなかでどのような位置を占めたの か、また、第一次世界大戦の捕虜政策を担った者たちは大戦間期において捕虜 政策をどのように総括したのだろうか。今後、これらの課題に取り組みながら、 総力戦と捕虜の問題、ひいては「国民国家の時代」を再検討していきたい。

\*付記:本稿は、平成26~28年度科学研究費補助金 基盤研究(C)「移民・外国人の包摂と排除に対する「国民意識構造の影響」に関する国制史的考察」(研究課題番号:26380172;研究代表者:梶原克彦)による研究成果の一部である。

- 1 例えば、泰緬鉄道の建設における連合国捕虜の投入、「アーロン収容所」における日本人の捕虜経験があり、第二次世界大戦終了後における旧ソ連領域における「抑留者」の問題がある。これらは映画や小説、演劇などを通じて、史実やフィクションを交え、広く世に知らしめられるところとなっている。近衛文麿の子息でシベリア抑留中に死亡した近衛文隆の生涯をつづった、西木正明『夢顔さんによろしく ― シベリア抑留中に稼死した近衛文隆の生涯(上)(下)』文春文庫、2002年、これをベースにした劇団四季のミュージカル『異国の丘』といった作品など、枚挙にいとまがない。
- 2 日露戦争時におけるロシア兵捕虜については、才神時雄『松山収容所 捕虜と日本人』中公新書、1969年や、松山大学編『マツヤマの記憶 日露戦争100年とロシア兵捕虜』成文社、2004年、宮脇昇『ロシア兵捕虜が歩いたマツヤマ 日露戦争下の国際交流』愛媛新聞社、2005年などがある。
- 3 第一次世界大戦中、青島戦で捕虜になったドイツ兵ならびにオーストリア=ハンガ リー兵は、日本各地に設置された収容所に一旦収容されたが、戦争の長期化に伴い習 志野(千葉県)、名古屋(愛知県)、青野原(兵庫県)、坂東(徳島県)、似島(広島県)、 **久留米(福岡県)の六か所に整理統合された収容所へ再配置された。こうした収容所** におけるドイツ兵捕虜らの様子について、習志野市教育委員会編『ドイツ兵士の見た ニッポン — 習志野俘虜収容所1915-1920』丸善ブックス、2001年、瀬戸武彦『青島(チ ンタオ)から来た兵士たち ― 第一次大戦とドイツ兵俘虜の実像』同学社、2006年、 統合整理される以前の収容所の様子について、例えば松山収容所については、才神、 前掲書や、森孝明「「松山俘虜収容所」に来たドイツ兵士たち(一)(二)」「愛媛大学 法文学部論集 人文科学編』第29号、第30号、2010年、2011年など、数多くの文献が 収容所における捕虜生活の実像を明らかにしている。一方で、第一次世界大戦時に交 戦国となったドイツで日本人の民間人が抑留された経験などについてはこれまで明ら かにはされてこなかった。この問題については以下の先駆的な研究を参照。Rolf-Harald Wippich, Internierung und Abschiebung von Japanern im Deutschen Reich im Jahr 1914, in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Jg.55, Heft1, 2007; 奈良岡聰智 「第一次大戦勃発時のドイツにおける日本人「捕虜」」『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」 研究』 4号、2006年;同『「八月の砲声」を聞いた日本人 ―第一次世界大戦と植村尚 清「ドイツ幽閉記」』千倉書房、2013年。
- 4 例えば、冨田弘『坂東俘虜収容所 日独戦争と在日ドイツ俘虜』法政大学出版会、2006年では、捕虜生活や待遇に関する詳細な叙述に合わせて、日本でのベートーヴェン「第九」初演の様子や地元の人々の交流が紹介されている。こうした様子は映画『バルトの楽園』としても知られるところである。
- 5 Österreichischen Bundesministerium für Heereswesen und Kriegsarchiv. Unter der Leitung von Edmund Glaise-Horstenau (Hrsg.), Österreich-Ungarns letzter Krieg 1914–1918, 7Bde., Verlag der Militärwissenschaftlichen Mitteilungen, Wien 1930–39.
- 5 Die Bundesvereinigung der ehemaligen österreichischen Kriegsgefangenen (Hrsg.) (Zusammengestellt und eingerichtet v. Hans Weiland und Leopold Kern), In Feindeshand: Die Gefangenschaft im Weltkriege in Einzeldarstellungen, 2Bde., Wien, 1931 (以下、In Feindeshandと略記。).
- 7 Cf. Verena Moritz und Hannes Leidinger, Der Sinn der Erfahrung: Gedanken über den Umgang mit Selbstzeugnissen ehemaliger Kriegsgefanener des Ersten Weltkriegs, in: Hannes Leidinger/ Verena Moritz (Hg.), In russischer Gefangenschaft: Erlebnisse österreichischer Soldaten im Ersten Weltkrieg, Böhlau, 2008, S. 8.; Alon Rachamimov, POWs and the Great War: Captivity on the Easten Front, Oxford, 2002, pp.4f.

- 8 Rachmimov, op. cit., pp.7-9.
- 9 Julia Walleczek, Hinter Stacheldraht: Kriegsfangenenlager in der Kronländern Oberösterreich und Salzburg im Ersten Weltkrieg, Diss (Innsbruck), 2012, S. 31-44. 例えば学術誌『現代史 (Zeitgeschichte)』は1998年11/12月号でロシアおよびオーストリア=ハンガリーにおける捕虜問題の特集を組んでいる。Cf. Georg Wurzer, Die Kriegsgefangenen der Mittelmächte in Rußland im Ersten Weltkrieg, Diss (Tübingen), 2000, S. 12.
- 10 Margit Berner, Die "rassenkundlichen" Untersuchungen der Wiener Anthropologen in Kriegsgefangenlagern 1915-1918, in: Zeitgeschichte, Jg. 30, Heft 3, 2003; Britta Lange, Die Wiener Forschungen an Kriegsgefangenen 1915-1918: Anthropolgische und ethnografische Verfahren im Lager, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2013; cf. Walleczek, op. cit., S. 44f. 第一次世界大戦勃発後、ウィーン の人類学会会長であったカール・トールト (Carl Toldt) は、オーストリア=ハンガリー の捕虜収容所において人類学的研究の遂行を発案し、これを科学アカデミーと陸軍省 は最終的に支持、援助した。陸軍省はオーストリア人類学/民俗学の碩学ルドルフ・ ペッヒ(Rudolf Pöch)に収容所への立ち入りをすでに1915年夏に許可しており、トー ルトはこの機会を「ロシア系とシベリア系の民族」を研究し、人類学的考察を遂行す る又とない機会と捉えた。それらの成果は、1916年にウィーンで開催された「戦時展 示会」で披露された。そこではロシア兵捕虜の身体や顔の石膏模型が陳列された。こ うした研究は捕虜だけでなく避難民についても行われており、「東方諸民族」に対する 「自分たちの」文明的優越性を前提とした「学術的」アプローチの影響下にあった。 Cf. Verena Moritz, Kriegsgefangene in Wien im Ersten Weltkrieg, in: Alfred Pfoser und Andreas Weigl (Hrsg.), Im Epizentrum des Zusammenbruchs: Wien im Ersten Weltkrieg, Metroverlag, 2013, S. 106-108.
- 11 大津留厚『捕虜が働くとき ― 第一次世界大戦・総力戦の狭間で ―』人文書院、2013年(以下、大津留『捕虜が働くとき』と略記)。同様のテーマに関する大津留氏の他の著作に、『青野原俘虜収容所の世界 ― 第一次世界大戦とオーストリア捕虜兵』山川出版社、2007年(以下、大津留『青野原』と略記)、「青野原俘虜収容所の世界 ― 非総力戦論序説 ―」『歴史科学』198号、2009年(以下、大津留「非総力戦」と略記)がある。
- 12 本稿は2014年5月10日に京都大学人文科学研究所で開催された「連続合評会 レクチャー 第一次世界大戦を考える」での報告をもとにしている。司会を務めていただいた藤原辰史氏をはじめとする京大人文研合評会スタッフの方々、リプライならびに報告を務めた大津留厚、奈良岡聰智の両氏にもこの場を借りて謝意を申し上げる次第である。
- 13 大津留『捕虜が働くとき』10ページ。
- 14 Reinhard Nachtigal, Privilegiensystem und Zwangsrekrutierung: Russische Nationalitätenpolitik gegenüber Kriegsgefangen aus Österreich-Ungarn, in: Jochen Oltmer (Hrsg.), Kriegsgefangene im Europa des Ersten Weltkriegs, Schöningh, 2006, S. 169.
- 15 Hannes Leidinger und Verena Moritz, Verwaltete Massen: Kriegsgefangene in der Donaumonarchie 1914-1918 (以下、Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, と略記), in: Oltmer, op. cit., S. 35f.
- 16 大津留『捕虜が働くとき』36-47ページ。
- 17 同上、第2章4を参照。この課題はオーストリア=ハンガリーだけの問題でなく、 捕虜を抱えたあらゆる交戦国に共通の課題であった。
- 18 同上、70ページ。

- 19 Leidinger u. Moritz, *Verwaltete Massen*, S. 49. 当初はスラブ系地域のゲマインデから捕虜兵雇用の要請があったとしても取り継がないよう「極秘に」指令が出ていた。
- 20 フェルトバッハ収容所では、手榴弾のレバー、山岳用ワゴン、雪用衣服や、とくに下オーストリア州ヴェーラースドルフ(Wöllersdorf)での火薬工場増設に用いられる木造バラックが生産された。収容所以外にも、国内最大の武器製造所であるシュコダでも雇用された。場所は、本拠地のピルゼン(プルゼニ)だけでなく、ジェール(Győr;独:ラープ)にある別工場も含まれる。その他、上オーストリア州にあるシュタイヤー(Steyer:日本ではステアーの名で知られる)の武器工場、ヒルテンベルクの弾薬工場、モースビーアバアウム(下オーストリア)の火薬工場、テルニッツ(下オーストリア)の弾丸工場で作業に従事した。Ibid., S. 53-55. いわゆる収容所がなかったが労働作業部隊の展開が前線間際のティロール行われた事例について、Matthias Egger, Kriegsgefangene, in: Hermann J. W. Kuprian und Oswald Überegger (Hrsg.), Katastrophenjahre: Der Erste Weltkrieg und Tirol, Innsbruck, 2014, S. 446ff.
- 21 Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, S. 54-55.
- 22 兵力についても人的資源の枯渇が見受けられ、警備に回すことのできる者は予備役か新兵しか残されておらず、経験の浅さと人数不足からこうした状況が生起した。
- 23 In Feindeshandに収録された図版でもそうした様子が窺える。こうした様子はロシアでも日本でも同様であった。ロシアの捕虜収容所における様子については、大津留『捕虜が働くとき』32-33ページ。
- 24 Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, S. 47.
- 25 大津留『捕虜が働くとき』 7-11ページ。
- 26 大津留「非総力戦」46ページ。
- 27 同上、45-46ページ。
- 28 一方で、第二次世界大戦中の捕虜観のように、捕虜に採られた側が自国捕虜の労働を利敵行為と見なし、国民共同体から彼らの存在を排除したとしても、依然として彼らは「国民の裏切り者」として自国の総力戦に括りいれられたままである、とも見て取れよう。
- 29 参照、近藤潤三『移民国としてのドイツ 社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社、 2007年。
- 30 1918年2月にオーストリア=ハンガリー並びにドイツとソヴィエト・ロシアとの間で締結されたブレスト=リトフスク条約の結果、捕虜の送還という課題が生じたが、陸軍省は「労働可能なロシア人捕虜を可能な限り抑留する」ことを望んだ。その際、1918年3月に農業に従事していた捕虜は1918年の秋前には本国送還しないことが決定されていた。また本国送還に関して順番が定められており、不在でも国全体の利害に影響がない捕虜労働部門(清掃活動や考古学の発掘作業など)は真っ先に送還されるが、鉱業や石炭生産、鉄道に従事した者の帰国は後に回され、農業従事者の帰還は最後とされた。Leidinger u. Moritz. Verwaltete Massen. S. 63
- 31 Ibid., S.50. これは性病の蔓延を防ぐための措置であったが、背景には性交渉による 感染症の増加があった。1917年8月には捕虜兵労働部隊司令部に対し、性感染症患者 が出た場合に経緯調査と報告が求められ、ティロールに展開していた第11軍団司令部 の衛生責任者は、感染症の蔓延防止のため、健康診断による早めの把握と、感染捕虜 兵の収容(銃後の収容所へ)・隔離を推奨した。大津留『捕虜が働くとき』92-94ページ。
- 32 同上、94ページ。また同書で紹介されているジェシカ・グレグソン(子安亜弥訳)『エンジェル・メイカー』(ランダムハウス講談社文庫、2007年)が基にしたハンガリーのナジレーヴでの帰還兵殺害事件からは、ハンガリー農村社会におけるジェンダーの問題だけでなく、大戦時の捕虜兵、農村に取り残された女性、そして帰還した兵士、そ

- れぞれの大戦経験を垣間見る事が出来る。大津留『捕虜が働くとき』95-98ページ。
- 33 同上、117ページ。日本の捕虜収容所でも同じように帰国しない者がおり、前掲『ドイツ兵士の見たニッポン』では、第一次世界大戦終了後にも日本に留まり、活躍した 人物たちが紹介されている。
- 34 Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, S. 51f.
- 35 陸軍省ではドイツの要求が不均衡であると抗議したにもかかわらず、約30万人のイタリア人捕虜はオーストリア=ハンガリーとドイツとの間で、1対1の割合で分割され、「損失」としか映らなかった。イタリア人の移送、収容、扶養は、軍にとってほとんど解決不能な問題を突き付けた。Ibid. S. 58f.
- 36 これは、国民共同体に備わった生政治的把握(観)のあらわれともいえる。すなわち、その人物がどの領域にいようとも、その人物、個人に対して、さらに身体的に支配している。本国から離れていようともその人の属性は変わらないし、その属性に応じた支配権力との即応は解除されない。ここには主権権力と生政治的権力との兼ね合いが看取できる。こうした点については、例えば、ジョルジュ・アガンベン(高桑和巳訳)『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』以文社、2007年、を参照。
- 37 Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, S. 41f.
- 38 Heather Jones, *Prisoners of War*, in: Jay Winter (ed.), *The Cambridge history of the First World War, vol.2: The State*, Cambridge University Press, 2014, pp. 266-267.
- 39 この点についてはオットー・ダン (末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳) 『ドイツ国民 とナショナリズム 1770-1990』 名古屋大学出版会、151-166ページ
- 40 Cf. Abigail Green, Fatherlands: State-Building and Nationhood in Nineteenth-Century Germany, Cambridge University Press, 2001.
- 41 ダン、前掲書、186ページ。
- 42 同上、151-154ページ。ドイツにおける事例として、以下の興味深い論稿を参照。伊東直美「ドイツ系ロシア人捕虜の帰化―第一次大戦と「ドイツ系」であることの意味」『ヨーロッパ研究』Vol.13、2014年。
- 43 エドゥアルド・シュタインニッツ (Eduard Ritter von Steinitz) を課長とする第10 課はもともと動員関係事項を処理する部署であった。建設部門である第8課など、他の課も捕虜関連事項を扱うことがあったが、主要業務は第10課が担った。政策ごとに下位分割された部門を取りまとめたのはハインリッヒ・ラープル=ヴェルナー (Heinrich Freiherr von Raabl-Werner) であった。
- 44 Ernst Ritter von Streeruwitz, Springflut über Österreich: Erinnerungen, Erlebnisse und Gedanken aus bewegter Zeit 1914-1929, Wien/Leipzig, 1937, S. 103.
- 45 当該報告書では次のように記されている。「根源悪はチェコ人農村住民のロシア人ならびにセルビア人捕虜に対する振る舞いにある。農業・林業の労働においては、捕虜と、男性女性双方のスラブ系民間人労働者とを一緒に用いることが、たいてい、同じ職場では避けられない。周知のことだが、汎スラブ主義的でロシア贔屓の企ては、戦争開始以来、現地の軍事法廷が絶えず膨大に関心を払ってきたものであり、都市だけでなく、郊外においても、チェコ住民のあいだに広まった。こうした十分に知られた関係について以下のことは驚くに値しない。すなわち、ロシア人およびセルビア人捕虜と接触している住民は、交際において、政治的利益からそして秩序と安全という理由から、必然的に要求されるべき抑制をせず、スラブ系住民はしばしば捕虜に対して、まさに混乱をもたらす影響を及ぼしており、捕虜の不法行為を基礎づけている。」(Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, S. 50.)またこうしたスラブ系住民に対する「ロシアとの内通」という不信感はウクライナ系住民についても向けられることもあった。その積極的な告発者はポーランド人支配に敵対的なウクライナ人を排除せんとし

#### 梶 原 克 彦

たポーランド人役人であったが、「ロシア贔屓」とされるウクライナ系住民がグラーツ 近郊のターラーホーフ収容所に送られそこで病死、虐待、処刑などにより1700名以上 が死亡している。参照、野村真理『隣人が敵国人になる日 — 第一次世界大戦と東中 欧の諸民族』人文書院、2013年、63ページ。脱稿後に以下の文献を得た。これも合わ せて参照のこと。大津留厚「収容所を生きる」山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰 史編『第一次世界大戦 2 総力戦』岩波書店、2014年。

- 46 Leidinger u. Moritz, Verwaltete Massen, S. 57.
- 47 Nachtigal, op. cit., S. 169.
- 48 Hans Weiland, Mission der deutschen Kriegsgefagnenen, in: In Feindeshand, Bd.1, S. 443.
- 49 大津留『捕虜が働くとき』116-117ページ。
- 50 ヤロスラフ・ハシェク(栗栖継訳)『兵士シュベイクの冒険(四)』岩波文庫、1974年、 354ページ。
- 51 外務省外交文書『九十三 墺太利及洪牙利俘虜送還ニ関スル件』。その他「ユーゴ、スラブ」「ルーマニア」の場合も記されている。
- 52 この点については大津留厚「オーストリア近現代史という問い」『歴史と地理』(世界史の研究216)、山川出版社、2008年、10-11ページ;野村真理『ウィーンのユダヤ人 ― 一九世紀末からホロコースト前夜まで』御茶の水書房、1999年、参照。民族の基準をめぐっては、民族別の捕虜政策を実施したロシアにおいても実際混乱や曖昧さが生じていた。この点については、Nachtigal, op. cit., S. 175, 参照。
- 53 大津留「非総力戦論」41ページ;大津留『青野原』134-143ページ。
- 54 Eduard Stoß, *Flucht und Heimkehr über Orscha*, in: *In Feindeshand*, Bd. 2, S. 342. (訳文は大津留『青野原』によった。)
- 55 こうした「境界線」を越えた反乱兵士の姿は、戦後の国民国家の「神話」が作り出す言説空間によっても位置づけが変わってくるだろう。例えば、チェコスロヴァキア軍団につながる捕虜兵の話は、第一次世界大戦後のチェコスロヴァキアでは記憶の場を形成したけれども、第二次世界大戦後の共産国家チェコスロヴァキアではむしろタブーとなった。
- 56 Mark Mazower, *Hitler's Empire: How the Nazis Ruled Europe*, Penguin Books, 2008, p. 303.